

一般社団法人フィリピンエキスポ実行委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人フィリピンエキスポ実行委員会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、日比友好親善の推進および相互理解の深化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) フィリピンエキスポほか各種イベントの開催
- (2) フィリピンのイメージを高めるためのPR活動
- (3) 日比の人的交流の促進および支援活動
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都葛飾区鎌倉四丁目28番27号に置く。

2 当法人は、理事の決定により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(会費の支払い義務)

第6条 社員は、会費を払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、「一般社団及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)第27条の経費とする。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第8条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、委員長

が招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、委員長がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の議事録)

第11条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席理事は前項の議事録に記名押印して10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、代表理事

(理事の員数)

第12条 当法人の理事の員数は、1名以上12名以内とする。

(理事の資格)

第13条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第14条 当法人の理事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(理事の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び役付理事)

第16条 当法人は、理事が複数のときは、理事の互選により、理事の中から代表理事1名を選定し、その代表理事を委員長とする。理事が1名のときは、その者が委員長となる。

2 当法人は、委員長のほか、副委員長及び常任理事若干名を置くことができる。

3 委員長は、当法人を代表し、副委員長は委員長を補佐する。委

員長に事故あるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(役員報酬)

第17条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第18条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第19条 当法人は、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成する。

2 代表理事は、前項記載の計算書類等について、社員総会の承認を受けた上、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(余剰金の分配)

第20条 当法人の余剰金は、これを分配しない。

第6章 定款の変更等

(定款変更)

第21条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決権をもって変更することができる。

(解散)

第22条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項に基づく解散が行われた時に存する残余財産は、フィリピン共和国もしくはは地方公共団体に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年3月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第24条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都葛飾区鎌倉二丁目28番27号

設立時社員 鈴木信行

東京都江戸川区西小岩三丁目5番3号

設立時社員 勝又洋

(設立時の役員)

第25条 当法人の設立時理事は次のとおりとする。

設立時理事 鈴木信行

(定款に定めのない事項)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令の定めるところによる。

平成30年12月28日

以上、一般社団法人フィリピンエキスポ実行委員会設立のため、設立時社員兼設立時社員鈴木信行の定款作成代理人勝又洋は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成31年1月8日

設立時社員兼設立時社員鈴木信行の定款作成代理人勝又洋